

貸借対照表の複合的な機能とその活用について

—資産・負債吻合によるブロック管理と清算バランスの意義—

中 井 稔

序 論

企業会計は貸借対照表と損益計算書とを基本財務諸表として位置付けているが、そのうち貸借対照表は企業の財政状態と純資産の状況を把握する上で最も重要な資料であることは論を俟たない。また、企業が終焉の時期を迎えた場合に清算価値を算定する上では専ら貸借対照表が手掛かりとなる。

そこで、貸借対照表の複合的な機能について、先ず企業存続を前提として特定の資産・負債吻合によるブロック管理について検討し、併せて法人税法との関係について言及する。次に企業が終焉を迎えた場合における清算バランスについて検討し、それが税務会計に及ぼす影響について触れてみることにする。

I 貸借対照表の機能をめぐる経緯

1 会計期間の成立と財産目録の制定

会計期間が定められたのは1673年ルイ14世治政時のフランス商業条例の制定を起点とするが、この条例では「商人は2年に一度財産目録を作成」すべきとされた。その後、ナポレオン法典（1804年）やドイツの帝国統一法の制定を受けて会計期間は1年と定められるに至った¹⁾。

貸借対照表はこの財産目録の「摘要」であるとされるが²⁾、貸借対照表作成

1) 黒澤清『近代会計学』春秋社，昭和32年，71-72ページ。

2) 田中耕太郎『貸借対照表法の論理』有斐閣，昭和19年，86ページ。

の基礎をなす複式簿記の原則はアラビア数字の導入と相俟って13世紀にイタリア海洋都市国家で開発されていた。しかし、ジェノヴァの「コンメンダ」やヴェネツィアの「コレガンツァ」など初期の会社形態は航海完了によって稼得した財産を分配するのが基本であり会計期間を定めて決算財産目録や貸借対照表を作成する慣習は成立しなかった³⁾。

その後、大航海時代を経て1600年初頭にイギリス、オランダ、及びフランスにおいて相次いで「東インド会社」が設立され、これらの国策会社は企業継続を旨とし、かつ当時の東インド航路は“1航海2年”を要した。このことが会計期間2年と無縁ではないと推測されるが⁴⁾、いずれにせよ一定の期間を設けて商業帳簿を作成する制度・慣行の定着は会計的思考に大きな進歩をもたらしたといえよう。

2 貸借対照表の役割と静態論の意義

フランス商業条例は、財産目録をもって純資産を表示し債権者保護の目的を果たそうとしたもので、貸借対照表は財産目録を要約して債権者保護のために財政状態を表示するものでありこれが静態論と呼ばれる会計的思考の基礎になった。

その後、ドイツで展開された主に貸借対照表をめぐる論争において、企業継続を前提とし会計情報を経営能力の優劣を示すものとして損益計算が重視され、これに伴って動態論が発展してきた⁵⁾。この背景としては、産業革命の進展を経て近代的な企業の躍進が顕著であり、19世紀後半から20世紀初頭にかけての国家経済の発展は近代的企業群が牽引し、かかる企業の動向が強い注目を集めたことが挙げられる。この動態論によれば、貸借対照表は債権者に対して弁済

3) 黒澤、前掲書、29-31ページ。

4) 航海と会計期間について触れるものとして、飯野利夫『財務会計論（三訂版）』森山書店、平成5年、1-15ページを参照。

5) 飯野、前掲書、1-20、1-21ページを参照。また、シュマーレンバッハの学説に関する文献として、内倉滋『シュマーレンバッハ動態論』中央経済社、平成7年、1ページ以下を参照。

資力を示す企業の解散価値に関する情報を提供する当初の目的から乖離しつつあると思われる。現に1920年代後半からの世界同時不況は企業を取巻く経済環境として極めて深刻な影響を与えた。

このような経済環境の変動は循環するのであり、企業会計による情報提供は将来に向かって企業価値（純資産価値）が高まるかを予測する観点だけでなく、本来の企業の財政状態を表示する機能にも焦点を当てる必要があると思われる。

3 貸借対照表の原則と特別な目的

このような貸借対照表は、その項目の分類・数値が明瞭かつ整然と記載されていることを前提とするものである。この点について、田中耕太郎博士の前載文献⁶⁾には、貸借対照表作成の原則として、① 企業財産の概観が得られる程度に明瞭でなければならず、② 項目の記載が正確であり、かつ各項目に付された数値が真実に基づくものでなければならず、③ 前年度の貸借対照表作成に採られた方法が次の年度において踏襲され、かつ財産評価の標準が継続性を保つこととされている。これらの原則は貸借対照表の目的・機能から誘導されるものであり、利害関係者に当該企業の財産状態に関する誤認を与えないためにも必要な事柄である。

しかし、このような貸借対照表も、企業が開業の時や通常の決算の時とは異なって特別な明瞭な目的をもって作成されるものとして、合併貸借対照表と清算貸借対照表とが挙げられる。合併を前提に消滅する企業（被合併法人）については、清算価値ではなく会社の再組織として将来の収益力に重点をおいて財産評価がなされることになる⁷⁾。

会社が解散して清算段階に入ると清算貸借対照表の作成が必須となる。これは、企業の解体換価とそれによる関係者に対する財産の分配を目的として、一

6) 田中，前掲書，84-111ページ。

7) 矢沢博『企業会計法の理論』有斐閣，昭和56年，314ページ。

義的には清算開始時およびその後における会社の財産状態を表示して債務の弁済可能性を明らかにするものである。この場合、継続企業を前提にする開業費など繰延勘定の計上は許されず、会社財産の個別的換価額が営業譲渡の方法を採る場合には譲受人が対価として支払うべき金額が計上される⁸⁾。

以上述べたように異なる機能を有する貸借対照表に関して、次章では企業存続を前提とする決算貸借対照表について特定の資産・負債の吻合と分別管理についてみてみる。

II 特定の資産・負債の吻合と管理

1 継続企業の原則と特定資産・負債の分別管理

今日の決算貸借対照表は、企業の継続（ゴーイング・コンサーン）を前提にしており、公認会計士による法定監査は「今後1年間は対象企業が存続する」か否かの検証が最も重要と考えられる⁹⁾。

しかし、企業が不測の事態に遭遇し破綻に瀕することは屢々起こり得ることである。その場合、たとえば退職給付債務は発生費用の適正な期間配分の観点から負債性引当金に計上されているのが現状であるが、この労働債務は破綻に瀕した場合には直ちに全額支払いを要するものとして認識されなければならない。また、企業が、従業員預り金を有価証券など特定資産によって引き当てる場合があることは古くから提唱されてきた会計技法である¹⁰⁾。したがって、退職給与引当金や従業員預り金などの債務は、将来の不測の事態に備え見合いとなる資産を特定して吻合し、いつでも貸借対照表から切り離しができる一種のブロック（塊り）として把握すべきである。

次に、一般事業会社の有形固定資産であるが、生産活動に直結する土地・建物・機械設備等は有機的に結合し、工場抵当目録物件ないし工場財団物件を構

8) 田中，前掲書，111ページ。及び矢沢，前掲書，314-316ページ。

9) 監査基準委員会報告書22号（中間報告：平成14年7月29日日本公認会計士協会）『継続企業の前提に関する監査人の検討』1-4ページ。

10) 太田哲三『財務諸表準則解説』高陽書院，昭和9年，59-64ページ。

成するのが一般的であり¹¹⁾、伝統的な経済理論における生産関数： $Y=F(K, L)$ における資本ストックと符合する。この工場財団は設備資金の外部調達（長期借入金・社債）の担保に供され債務の古い順に抵当権が設定されているのが通常であり、このような担保機能によって工場財団を構成する有形固定資産とその原資となる長期固定債務とは吻合して固有のブロック（塊り）を形成することになる。この場合、担保の掛目からして通常は負債額が資産額を上回することは有り得ない。

さらに、流動資産を構成する棚卸資産であるが、これは生産工程に投入される原材料と生産工程から産出される商品との連続的な流れを期末時点で人為的に仕切った断面にて、その有高を測定し表示するものであり、このうち、棚卸資産中の原材料は流動負債中の買入債務と紐付きの関係にあり、たとえば製鉄業のような原材料（鉄鉱石、原料炭）を輸入に依拠する場合は輸入ユーザンス・跳ね返り手形による輸入金融が確保されている¹²⁾。このように原材料と買入債務（買掛金・支払手形）とは吻合して固有のブロック（塊り）を形成すると考えられる。

残る流動資産のうち現預金（一部又は全部）・売上債権（売掛金、受取手形）及び商品（又は製品）の合計額と短期運転資金（含む割引手形）とが吻合しブロック（塊り）を形成する。なお、商社などでは長期の外貨建て資産と外貨建て負債（社債及び長期借款等）とは個別に吻合しブロック（塊り）を形成することになる。

このように貸借対照表は特定の資産・負債が吻合して形成された各々のブロック（塊り）の集約とみることが出来る。この場合、何れのブロック（塊り）にも属さない資産項目は自己資本及びこれに準ずる滞留資金にて補填されると考えられる。

11) 工場抵当及び工場財団抵当の解説として、清水誠・高木多喜男・南川和茂『担保・保証の法律相談』有斐閣、昭和63年、220-227ページを参照。

12) 輸入金融について、八尾晃『貿易取引の基礎知識』東京経済情報出版、平成10年、171-173ページを参照。

以上述べたような貸借対照表の各項目を特定のブロック（塊り）に分別し、夫々の機能に着目して管理することは、企業の将来的な収益力の予測において下支えとして効果を発揮するのであり、資産・負債総合管理（ALM）の一翼を担うものである。

2 伝統的な財務分析と安全性の検証

上記のように決算貸借対照表に基づく特定資産・負債のブロック管理と目的を同じくするものとして伝統的な財務分析がある。これは、貸借対照表に表記された計数を活用し企業の財務構造を精査して、当該企業が近い将来債務不履行に陥り倒産に瀕する危険性を覚知しようとする試みである。この分析では、① 貸借対照表に表記された流動資産と流動負債との対比による分析や② 固定資産と固定負債＋自己資本との対比による分析、及び③ 総資産と自己資本の対比による分析に集約される¹³⁾。この場合、資金調達の方策として短期借入金と長期借入金ないし社債とに大別されるが、一般に短期金利が長期金利を下回り資金コストの面で割安であるが、反面、短期借入金は金利感応度が高くかつ流動性リスクが高いことから流動資産と流動負債との差額を限度に調達するのが安定性に資することになる。しかし、資産・負債の流動・固定の分類は当該企業が今後1年間は存続することを所与の前提にしており、流動比率や固定長期適合比率は一応の目安に過ぎないと思われる¹⁴⁾。

したがって、自己資本比率が企業の財務上の安全性を図る上で最も重要な指標となる。この点、浦野広明教授は「企業の経営構造の健全度・安定力を示す自己資本比率は最低でも30%以上」とされているが¹⁵⁾、バブルの崩壊によって、自己資本比率が20%を大きく下回る融資先企業に対して“甘い担保掛目”を適

13) この点について桜井久勝『財務諸表分析』中央経済社、平成11年、143-150ページを参照。

14) たとえば、流動負債の短期借入金には1年以内に返済すべき長期借入金の額を含むことになるが、同様の観点に立てば1年以内に減価償却すべき有形資産は流動資産に計上すべきことになる筈である。

15) 浦野広明「銀行が法人税の計算上貸付金を回収不能だとして損金算入（貸倒損失）したことを否認した課税処分が適法と認められた事例」『判時』1803号、177ページ。

用していた金融機関が致命的な打撃を受けたことは記憶に新しい¹⁶⁾。また、バブル崩壊前には不倒神話を自他ともに確信していた大手金融機関が相次いで破綻したのも本源的な自己資本比率の低水準に起因するのである¹⁷⁾。

この伝統的な財務分析からは自己資本比率の水準が重視されるが、前述の特定資産・負債のブロック管理では、各々のブロックで資産・負債がバランスする訳ではなく不均衡となる残渣部分を補填する役割は自己資本が担っており、その意味で一義的に自己資本比率の最適水準を導き出すことは困難と思われる。

次に、特定の資産・負債の吻合とブロック（塊り）の形成という観点から、法人税制における課税の論理について触れてみる。

3 貸借対照表の機能と課税の論理

法人税法74条1項は、企業に対して確定した決算に基づき確定申告を行うことを求めており、申告書には当期の貸借対照表・損益計算書の添付を義務付けているが、法人税法の立付けにおいて、企業の貸借対照表を分析して客観的な統計事実に基づいた立法政策が図られているとは到底思われない。

例えば、法人税法23条1項の受取配当益金不算入制度は、同3項の負債利子控除制度によって一部の無借金企業を除き殆んど相殺されることになる¹⁸⁾。この負債利子控除制度は「法人が長期に保有する株式は借入金で賄われている」との前提によるものである。この点につき学説は、「全ての負債利子を運用資産と紐付き対応して把握するのは難しい」とし¹⁹⁾、また、「株式の調達とそれに要した借入金を資金源泉と資金使途とのひも付きの関係で把握する考え方を

16) この点について、中井稔「金融機関の不良債権と適切な処理」『企業会計』58巻3号、118ページを参照。

17) バーゼル国際決済銀行（BIS）の基準によると Tier I 比率は4%以上とされるが、従前の我が国の金融機関は資産規模が大きく、この程度の本源的な自己資本比率では不測の事態に対する備えとしては不十分であった。

18) この問題の詳細について、中井稔「受取配当及び負債利子の控除に関する一考察」『税務事例』38巻7号、1ページ以下及び武田昌輔「受取配当の負債利子控除」『税務経理』8676号、1ページを参照。

19) 井上久彌・平野嘉秋『法人税の計算と理論』税務研究会、平成17年、120ページ。

とるならば収益（受取配当）と費用（支払利子）とを結びつけて把握する考え方を正当化するが、純資産増加としての所得は包括的利益概念であって源泉別に識別を行う必要はない」などとしている²⁰⁾。しかし既に述べた通り、長期保有の株式は自己資本及びこれに準ずる滞留資金と吻合し固有のブロック（塊り）を形成しているとみられることから、そのような前提に立つ場合には、少なくとも公開された貸借対照表をもって検証すべきである²¹⁾。

昭和60年代に入ってから一部企業が活発に取り組んだ所謂「財テク」の普及を捉えて特定負債利子の撤廃を求める声が強まり、平成14年度税制改正にて実行されている。しかし、一般事業法人が社債の発行若しくは長期借入金に依拠して「財テク」を行うことは考えられない²²⁾。このことは特定の資産・負債の吻合とブロック（塊り）の形成からしても有り得ないと考えるべきである。

4 従業員に対する退職給付債務と従来からの税制

既に（二）の1にて触れたように、従業員の退職給付債務（一時金）に対する引当金については、昭和35年税調答申や昭和55年税調答申は、我が国の終身雇用制度を前提として平均勤続年数を9年ないし12年と置き、かつ企業の総資産利益率が8%であるからとして、従業員全員の退職を想定した支払額（期末要支給額）は、現在価値に割引くことによって、要支給額の5割ないし4割を

20) 武田隆二『法人税法精説』森山書店、平成12年、197ページ。

21) 昭和52年制定の独占禁止法9条の2項に抵触した商社9社、一般事業会社13社（詳細は今村和成『法律学全集52-II 独占禁止法（新版）』有斐閣、平成6年、343ページを参照）においては、経過措置（10年）終了の直前期である昭和60年3月期では、商社8社（安宅産業が破綻して伊藤忠商事が吸収合併）の株式保有額9899億円（一時保有5262億円を含む）に対して自己資本額は1兆1068億円で退職給与引当金の額は774億円であった。また一般事業会社13社（昭和電工、商船三井、日本郵船、日本鉱業、三菱金属、日軽金、三菱鉱業セメント、名鉄、古河電工、三菱レイヨン、丸善石油、住友金属鉱山、山下新日本汽船）の昭和60年3月期における株式保有額は3761億円（一時保有1460億円を含む）に対して自己資本額は8187億円で退職給与引当金の額は1205億円であった。

22) 昭和50年代後半から60年代始めにかけて「財テク」による資産運用の旗手とみられた阪和興業の昭和60年3月期の貸借対照表においては、①流動資産に計上された一時保有の株式83億円、②固定資産に計上された株式182億円の合計265億円に対して、自己資本の額は591億円であった。また同社の昭和61年3月期では、①一時保有の株式116億円、②特定金銭信託364億円、③固定資産に計上された株式206億円の合計686億円に対して、自己資本の額は756億円であった。

引当金の繰入限度としていた²³⁾。しかし、退職給付債務は企業の破綻に備え特定資産と負債性引当金とを両建てすべきであり、副次的に現在価値に割引くとしても画一的に総資産利益率8%を用いるのは意味がない²⁴⁾。

また、前述の清算貸借対照表や破産貸借対照表の作成にあたっては、退職給付債務は労働協約に基づく全額が優先債務として計上すべきことは多々論ずるまでもない。

このように我が国の企業会計に逆基準として強い影響を及ぼしてきた法人税制も、企業財務の統計的実態や本来の姿から遊離しているのが実情である。

これらの諸問題は、企業の貸借対照表から集約される実態を調査分析し、それが反映した立法政策が必要と考えられる。

III 企業の破綻と清算バランスの機能

1 企業の清算価値の測定と具体的な事例

企業が終焉を迎えたときには存続を前提とする決算貸借対照表とは異なり、専ら残余財産の分配に焦点を当て清算貸借対照表が重視されることになる。この問題に言及するに当たり、最初に税務訴訟に表れた具体的事例を取り上げてみる。

横浜地裁平成5年4月28日判決（『税資』195号、199ページ）の事案は、解散した企業が営業譲渡の方法を採って資産換価を行うものである。

この件では、債務超過の状態にある子会社の解散に伴って親会社（原告）が行った債権放棄について、当該債権は回収不能の状態になく係争年度（昭和59年3月期）の寄附金に算入するのが相当と判定している²⁵⁾。この事案の事実関

23) この問題の詳細については、中井稔「退職金給付の会計処理に関する諸問題」『税経通信』61巻9号、49ページ以下を参照。

24) 法人税法上の退職給与引当金が廃止された後、平成10年3月に企業会計審議会は「退職給付会計基準に関する意見書」を公表したが、この基準においても退職一時金の引当金繰入額の算定において、時間概念を導入するとの理由から長期国債などの利回りによって現在価値に割引く方法を踏襲している。しかし必ずしも長期に亘って存続が保障されない個々の企業にとって特定資産との両建ては不可避と考えられる。

25) 本地判は東京高裁平成7年5月30日判決（『税資』209号、940ページ）にて支持され確定している。

係は、土木・建設業を営む原告（大進建設株式会社）とゴルフ場建設を企図する子会社（訴外株緑営）との間で昭和52年9月に請負契約を締結して建設に着手し、昭和59年4月に正式オープンに漕ぎ着けたが²⁶⁾、これに先立つ同年3月27日付けで緑営は解散し同30日に原告が債権放棄（20億円）を行って放棄された額を損金に計上して確定申告をしたところ、横浜中税務署がこの申告を否認し更正処分をなしたものである。

本件では解散時における緑営の財務状況は資産価額が38億円で負債価額が46億円であることに争いはなく、また昭和59年4月に緑営は本ゴルフ場を21億円で豊平カントリー倶楽部に譲渡したことに争いはない。本件の争点は、放棄された債権が回収不能の状態にあったか否かであるが、特に原・被告の間で争われたのは、①資産の太宗を締める有形固定資産37億円の弁済原資としての価値評価であり、②負債中の長期預り保証金（ゴルフクラブ入会金12億円）を弁済すべき額に含めるかであった。

本地判は、造成費を時価に含めることに疑念を示しながら²⁷⁾、結局、原告提出の本ゴルフ場の鑑定評価額（21億円）を採用していない。当時（昭和55年～58年）の斯業界では、ゴルフ場（18ホール）の取得価額は一般に“1ホール当たり1億円から1.5億円”とするのが一般的な相場であったから、完成後の本ゴルフ場の市場価値を21億円とした鑑定評価を斥けるべき具体的な理由が不明である。

次に本地判は、長期預り保証金（ゴルフクラブ入会金）を弁済すべき額から除外することを肯定しているが、ゴルフクラブ入会金はメンバー・プレー権を対価とする期限付き債務であるから²⁸⁾、これを資本金に準ずるとみて除外すべ

26) 1995年版の『全国ゴルフ場ガイドブック西日本編』ゴルフダイジェスト社、平成7年、1514-1515ページによれば、“中国ゴルフ倶楽部”は、①所在：広島県山形郡豊平町吉木、②開場日：昭和59年4月、③設計：アーノルド・バーマー、薄井茂、④施行：大進建設株式会社、⑤コース状況：18ホール、丘陵コース、⑥会員数：1,850名、⑦会員権の状況：預託金制で譲渡可と記載されている。

27) この点について、三木義一「貸倒れ損失としての債権放棄の要件」『ジュリスト』1066号、248ページを参照。

28) ゴルフクラブ会員権は、倶楽部運営が健全であり利用者の評価が良好であれば将来預り保証ノ

き理由が定かでない²⁹⁾。

2 本横浜地判と企業の解散価値

この事案において、原告が、ゴルフ場建設が水害などで難航している際に本件貸付金を供与して援助を行わなければ緑営は途中で建設を断念し破綻したことは明白である。しかるに出来上がったゴルフ場の資産価額は「1ホール当たり2億円」と通常の相場より割高となっており、これを円滑に運営するには「過大債務の圧縮が必要」とする原告の判断には無理からぬ面があり、正式オープンを間近に控え、親会社として別途発生した不動産売却益を投入して損切りを行うことに合理性を欠くことはない。

結局のところ本地判は、緑営から本ゴルフ場を譲り受けた新会社（豊平カントリー倶楽部）がその後「順調に収益をあげている」ことを判断の拠りどころにするが、仮に譲り受けた会社が水脹れした資産と過大債務をそのまま継承していたならば、順調に収益を計上できたか否かは甚だ疑問である。そして債務者は解散してゴルフ場を譲渡したのは事実であるから、本件債権放棄の寄附金性の判定はあくまで緑営の清算価値を前提にすべきであった³⁰⁾。しかるに“解

金の期日が到来した場合に、現会員が引続き保有するか新たな入会希望者などに引継がれ入会金の返還を求められない可能性はあるが、そのような期待が具体的に実現するかどうかは全く不透明である。現にパブルが崩壊した平成7年以降では、全国展開していた大手ゴルフ場運営会社が相次いで破綻したのは期日が到来した預り保証金の返還請求に応じられなかったことが契機となっている（例えば平成9年に和議法を申請した日東興業株式会社）。本事案においても親会社が資産・負債の圧縮を怠れば、その後順調に入会希望者が増加したかどうかは大いに疑問がある。このことから、国税側が「弁済すべき額から除外する」との主張も根拠がなく、当地判がこれを肯定したことは不可解である。

29) 緑営の解散時の資産価値はゴルフクラブ入会金の額と広島銀行からの借入金の合計額と概ね符合し、原告からの借入金は水害などで増崇した工事費と概ね見合うことになる。また広島銀行の貸付金（12億円）は根抵当権で担保されており原告の本件貸付金に弁済において優先する。本件貸付金について、国税側や本地判は「原告が債権放棄を行わず、利息の免除や元本返済の猶予の措置を講ずれば緑営に対して同等の効果を挙げ得た」とする。しかし、その場合は緑営が解散しないでゴルフ場を保有し続けることが前提となり、入会者や入会希望者が本負債の存在を不安視すれば重大なダメージとなりかねない。

30) 本地判は、緑営の解散を意識してか開業費（3億円）は無価値としているが、預り保証金は新会社に債務継承され欠損金の補填に充当されていない、このことから預り保証金を資本金に準ずるとみて債務から除外することに致命的な欠陥がある。

散しないので存続していれば順調に利益を上げていたことも十分に考えられる”との見地から本地判が判断することは、前提条件との整合性を欠きかつ結果論に基づくものである。本件の判定は「昭和59年3月当時における原告の経営判断が合理的か否か」に絞ってなされるべきであり、上記の原・被告の間で争われた①及び②の論点のうち、仮に本地判が何れか一つでも認容していたとすれば、少なくとも本件債権の一部が寄附金の額に、残る部分は損金の額に夫々算入されることになる³¹⁾。このように、裁判所においても企業の清算価値の認識が曖昧なままに判決がなされるのが実情である。

3 固定資産の清算価値とその測定に関する諸問題

前述の工場財団を構成する資産の価値もまた企業の継続（ゴーイング・コンサーン）を前提にしていることに留意を要する。すなわち、事業が破綻して生産活動が休止に陥った場合、原則としてこれら有機的に結合した資産の清算価値は二束三文とみるべきである。たとえば、昭和48年オイルショック勃発によって電力料金が急騰してアルミ精錬事業は相次いで撤退を余儀なくされ、アルミ精錬工場財団に属する有形固定資産は事実上無価値に帰し、その後の敷地転用すらも円滑には進まなかったのである。

会社更生法や民事再生法は、かかる事実などを踏まえ破綻に瀕した企業について解散することなく再建に導くことを法意とする。債権者が、再建計画に沿って既往債権の切捨てや共益債権の供与に応ずるのは当該企業を解散・清算するよりも再建することの方が合理的で望ましいとの判断によるものである。

平成7～8年にかけて政治問題化した住専七社の場合には、大蔵・農水両省の斡旋によって、平成4～5年の二度に亘って再建計画が講じられたが、それ

31) 本件債権の無価値の部分や寄附金の部分は、債権放棄に撤回条件が付されていてもその成否の如何に左右されるものではない。なぜなら、寄附金は非可逆性を有するから条件成就により影響を受けないからである。なお、国税側は本件債権を損金に計上した確定申告は法人税法33条2項の「金銭債権の評価損を禁止」する規定を潜脱するものと決め付けるが、本件債権は全額が放棄されているのであるから、本件債権と法人税法33条2項とは全く関係がない。

も効を奏さず業況の悪化が顕著であった。大蔵省金融検査部は平成7年6月末日を基準日とし第二次立入調査を実施したが、その概要は概ね次の通りであった³²⁾。

先ず検査部は、住専各社の総資産の太宗を占める営業貸付金（個人向け住宅ローン及び宅地開発会社向け事業ローン）を元利払いが約定通り実行されている正常貸付金と元利払いが約定通り実行されていない延滞貸付金とに区分した。次に検査部は、延滞貸付金に付されている不動産担保物件に着目し、これを平成7年1月1日現在の「路線価」を用いて査定し分類した。それは、担保でカバーされている延滞債権を回収に不安がある第二分類とし、担保の掛目（3割）に相当する部分を第三分類（2次ロス）として、最後に担保でカバーされていない延滞債権を第四分類（1次ロス）とするものであった。

この政府・大蔵省が主導した壮大な任意整理策は、回収不能と見込まれる債権を1次ロスと2次ロスとに分割した上で、受皿会社（住専処理機構）を活用して資産換価額を画定したのである。このように、固定資産の清算価値は、当該企業の特色・規模やそれを取り巻く経済情勢など様々な要素を加味すべきであり、客観的で画一的な交換価値が容易に算定される訳ではないのである。

4 債務者の破産と破産貸借対照表の算定

前述の会社更生法や民事再生法の適用による債務者の再建や旧商法・会社法の特別清算が不調に陥った場合には破産法が適用されることになり、破産手続きでは管財人は破産貸借対照表を作成する義務を負うが³³⁾、破産も解散事由の一つであるから（旧商法94条の5）、破産貸借対照表は清算貸借対照表と軌を一にするものに過ぎず、破産による有形固定資産などの換価は「競売手続き」

32) このような住専の再建から整理の過程を詳述するものとして、湯谷昇羊・辻広雅文「ドキュメント住専崩壊」ダイヤモンド社、平成8年、2ページ以下を参照。

33) 矢沢、前掲書、316ページ。

を経て行われることになる。

競売手続きでは、裁判所が最低売却価格（民事執行法60条）を定めて買い手を公募し入札させるものであり、公示価格や路線価とは格段に低水準で実勢価格に属するものである³⁴⁾。しかし、公募によっても買い手が現れず競売手続きを申立てた関係者が自己競落する場合も多々存し、バブル崩壊後の破産手続きでは平均して「配当額が5%程度」に止まったとされている³⁵⁾。

前述の住専七社の場合では、延滞貸付金に付された担保件数は約23万件と膨大な数にのぼり七社の中で最大の規模を擁していた JHL 社単独でも5万件を超えていた。当時の東京地裁の競売処理件数は自己競落を含めて年2千件であったことからすれば、住専七社の処理を破産競売手続きに委ねることは現実的ではなかった³⁶⁾。

このような実情からすれば、破産貸借対照表における有形固定資産換価額の評価には様々な制約が介在することになる。それゆえ、破綻に瀕した企業に対して特別清算や破産の法的手続きが採られるには、親会社か主力銀行などの支援なくしては困難であると考えられる。したがって、清算貸借対照表や破産貸借対照表は理論上存在しても³⁷⁾、“換価額で記載する”と提唱するだけでは現実性に乏しいものである³⁸⁾。

特に税務会計では300万社を超える企業を法人税課税の対象としており、その企業が終焉を迎えたときには裁判所が監督・後見する法的整理（特別清算、破産）よりは任意整理（銀行取引停止による休業、事業閉鎖）となる割合が圧

34) 麻生重機「地価下落期における最低売却価額」『金法』1311号、7-8ページ。及び山崎敏充「東京地裁執行部における不動産競売の現状と課題」『金法』1454号、9-10ページ。

35) 田中康久「バブル崩壊後の破産・和議事件の特徴と諸問題」『金法』1339号、6ページ。

36) 武藤佳昭「住専向け債権の貸倒れに関する東京地裁平成13年3月2日判決（平成9年行ウ250号）の焦点」『税経通信』56巻9号、44ページ。及び横内龍三「課税要件の事実認定と社会通念」『税務弘報』49巻10号、150ページ。

37) 清算貸借対照表について解説するものとして、山上一雄『財務整理と清算の実務全書』税務研究会、平成7年、104-105ページを参照。

38) 前述の緑營の事例や住専七社の事例では資産換価のための受皿会社が解散に先立ち用意され、資産一括譲渡にて決着させている。このように資産換価の目処もなく会社解散に至った場合には、実際問題として清算価値測定は困難であろう。

倒的に高い³⁹⁾。かつ企業が破綻したときには債権者の有する貸金の貸倒れに直結することになる。その場合には清算バランスの算定数値が重要な資料となるが、既に縷々述べたように具体的な算定ルールが曖昧なままであり、企業存続を前提とする決算貸借対照表の記載数値にて代用することは事実誤認を招く可能性が高く、かつ適切ではないのである。

総 括

貸借対照表の役割は動態論の進化とともに変遷を辿り、今日、資産価額の測定において取得原価主義から時価で評価した公正価値に移行しつつあると思われる。しかし、負債価額については「支払うべき義務を負う金額」をもって表示すべきである。このことから、貸借対照表は債権者保護の観点から財産目録の摘要として発展してきた経緯に照らし当然のことである。

そして、企業が終焉の時期を迎えたときには、もはや損益計算書の機能は大きく後退し清算バランスや破産貸借対照表の機能が極めて重要となるが、このことは資産価額を公正価値で測定する意図とも通底するものと考えられる。

特に税務会計では終焉を迎えた企業の資産価値の測定は金銭との交換価値（リクイデーション・バリュー）によるべきである。しかしリクイデーション・バリューを測定する具体的な基準は見当たらず、個別の事情に即して評価されているのが実情であり、今後、実務に耐え得る具体的な指針を構築することが切に望まれるところである。

39) 帝国データバンクが発行する「全国企業倒産集計」2006年5月報、8ページ及び40ページから、筆者が推計したところによると、任意整理が4分の3を占め法的整理が4分の1と見込まれる。しかし「本集計」は社会的影響が軽微な倒産は省かれているから、実際の企業倒産が任意整理にて決着する割合は圧倒的に高いものと考えられる。